

○エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置

(平成十八年八月十八日)

(経済産業省告示第二百五十八号)

改正	平成二〇年	三月一二日	経済産業省告示第	四〇号
	同	二一年	四月三〇日同	第一七二号
	同	二一年	五月一二日同	第一八一号
	同	二二年	二月一八日同	第 二五号
	同	二二年	三月一九日同	第 五五号
	同	二三年	二月二五日同	第 二七号
	同	二四年	四月二七日同	第一〇九号
	同	二五年一二月	二七日同	第二六九号
	同	二六年	五月二七日同	第一一七号
	同	二六年一二月	一〇日同	第二三九号
	同	二八年	三月 一日同	第 四〇号
	同	二九年	三月二八日同	第 五四号
	令和	二年一一月	二日同	第二四三号
	同	三年	八月三一日同	第一九四号
	同	四年	九月 一日同	第一六二号
	同	五年	三月二八日同	第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置を次のように定めたので、告示する。

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置

(平25経産告269・令2経産告243・改称)

エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者(以下「小売事業者等」という。)は、次のとおり、エネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。

## 1 エアコンディショナー

### 1-1 表示事項

エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「令」という。)第18条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。以下同じ。)の小売事業者等は、エアコンディショナーを販売しようとする場合又はエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には、当該エアコンディショナーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のエアコンディショナーを販売しようとする場合又は中古のエアコンディショナーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点(小数点以下第2位切捨て。以下同じ。)

ロ 省エネルギーラベル

ハ 1年間使用した場合の目安となる電気料金(以下「年間の目安電気料金」という。)

### 1-2 遵守事項

- (1) 1-1のイに掲げる多段階評価点は、1-3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 1-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 1-1のハに掲げる年間の目安電気料金は、1-4の方法により算出したものを有効数字3桁(ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。)で表したものとする。
- (4) 1-1のイからハまでに掲げる事項については、別添1-1(ただし、エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー

一消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号。以下「エアコン判断基準」という。）の1-1(4)第4表に規定する区分名「Ⅱ」又は「Ⅳ」に該当する寒冷地仕様のものにあつては、別添1-2)に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。なお、寒冷地仕様の場合は、エアコン判断基準の1-1(4)第4表備考3に規定するものとする。

(5) 別添1-1又は別添1-2に定める様式により表示が困難な場合は、1-1のイに掲げる事項のみについて、別添1-3に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

### 1-3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率（小数点以下第1位切捨て。以下同じ。）に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 3 + 2 / 26 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率が100以上の場合

$$Y = 3 + 1.5 / 10 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E / E_M \times 100$$

X：多段階評価比率

E：エアコン判断基準の3(3)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 通年エネルギー消費効率）

E<sub>M</sub>：6.6（単位 通年エネルギー消費効率）

### 1-4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、日本産業規格C9612(2013)附属書Bに基づき算出した期間消費電力量に27円を乗じたものとする。

#### 1-5 注意事項

年間の目安電気料金は、以下の条件のもとで運転した時の期間消費電力量 (kWh/年) に27 (円/kWh) を乗じたものです。外気温度のほかに、設定温度、使用時間、住宅性能、部屋の広さ等の実際の使用条件や電力会社等により年間の目安電気料金が異なります。

外気温度：東京をモデルとしています。

室内設定温度：冷房時27℃/暖房時20℃

期間：冷房期間5月23日～10月4日

暖房期間11月8日～4月16日

使用時間：6：00～24：00の18時間

住宅：平均的な木造住宅（南向）

部屋の広さ：表1を参照下さい。

表1 冷房能力(kW)に対する部屋の広さの目安

冷房能力(kW)	～2.2	2.5	2.8	～3.6	～4.5	5.0	5.6	6.3	7.1	8.0	9.0	10.0
畳数 (畳)	6	8	10	12	14	16	18	20	23	26	29	32

年間の目安電気料金は、東京の外気温度をモデルとしています。地域ごとの外気温度モデルに基づく年間の目安電気料金は、表2の地域係数が補正の目安となります。

表2 エアコンディショナーの地域係数

地域	地域補正係数 (冷房)	地域補正係数 (暖房)	地域補正係数 (通年)
東京	1.0	1.0	1.0
札幌	0.1	4.4	3.1
盛岡	0.2	3.3	2.4

秋田	0.5	2.7	2.0
仙台	0.3	2.1	1.6
新潟	0.6	1.9	1.5
前橋	1.0	1.5	1.3
松本	0.5	2.8	2.1
富山	0.7	1.8	1.4
静岡	0.9	0.9	0.9
名古屋	1.1	1.2	1.2
大阪	1.4	1.0	1.1
米子	0.8	1.5	1.3
広島	1.2	1.1	1.1
高松	1.2	1.1	1.1
高知	1.2	0.9	1.0
福岡	1.1	0.9	1.0
熊本	1.3	1.0	1.1
鹿児島	1.4	0.6	0.9
那覇	2.0	—	0.6

寒冷地においてエアコンディショナーの暖房能力が不足する場合は、エアコンディショナー以外の補助暖房（電熱ヒーター）の消費電力量を加算しています。

## 2 照明器具

### 2-1 表示事項

照明器具（令第18条第3号に掲げる照明器具をいう。ただし、卓上スタンド用けい光灯器具を除く。以下同じ。）の小売事業者等は、照明器具を販売しようとする場合又は照明器具の販売に協力を行おうとする場合には、当該照明器具に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の照明器具を販売しようとする場合又は中古の照明器具の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1のイに掲げる多段階評価点は、2-3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 2-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 2-1のハに掲げる年間の目安電気料金は、2-4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 2-1のイからハマで掲げる事項については、別添2-1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) 別添2-1に定める様式により表示が困難な場合は、2-1のイに掲げる事項のみについて、別添2-2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (6) 2-1のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において2-5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

## 2-3 多段階評価基準

- (1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 13 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 164 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E / E_M \times 100$$

X：多段階評価比率

E：照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下「照明器具判断基準」という。）の3に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 ルーメン毎ワット）

E<sub>M</sub>：50（単位 ルーメン毎ワット）

#### 2—4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = 2 \times P \times Z$$

この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：照明器具判断基準の3—2に規定する方法により算定した消費電力（単位 ワット）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

#### 2—5 注意事項

年間の目安電気料金は、一般家庭での1日当たりの平均点灯時間約5.5時間を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の年間点灯時間や電力会社等によって異なります。

### 3 テレビジョン受信機

#### 3—1 表示事項

テレビジョン受信機（令第18条第4号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、テレビジョン受信機を販売しようとする場合又はテレビジョン受信機の販売に協力を行おうとする場合には、当該テレビジョン受信機に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のテレビジョン受信機を販売しようとする場合又は中古のテレビジョン受信機の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

### 3-2 遵守事項

- (1) 3-1のイに掲げる多段階評価点は、3-3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 3-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 3-1のハに掲げる年間の目安電気料金は、3-4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 3-1のイからハマまでに掲げる事項については、別添3-1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) 別添3-1に定める様式により表示が困難な場合は、3-1のイに掲げる事項のみについて、別添3-2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

### 3-3 多段階評価基準

- (1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 3 + 2 / 59 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率が100以上の場合

$$Y = 3 + 1.5 / 98 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

$E_M$ ：0.00728A + 62.99（単位 キロワット時毎年）

A：テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第24号。以下「テレビ判断基準」という。）の1—1(2)に規定する画面面積（単位 平方センチメートル）

E：テレビ判断基準の2—2に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

### 3—4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：テレビ判断基準の2—2に規定する方法により算定したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

## 4 電子計算機

### 4—1 表示事項

電子計算機（令第18条第6号に掲げる電子計算機をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電子計算機を販売しようとする場合又は電子計算機の販売に協力を行おうとする場合には、当該電子計算機の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の電子計算機を販売しようとする場合又は中古の電子計算機の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

### 4—2 遵守事項

4-1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

## 5 磁気ディスク装置

### 5-1 表示事項

磁気ディスク装置（令第18条第7号に掲げる磁気ディスク装置をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、磁気ディスク装置を販売しようとする場合又は磁気ディスク装置の販売に協力を行おうとする場合には、当該磁気ディスク装置の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古の磁気ディスク装置を販売しようとする場合又は中古の磁気ディスク装置の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

### 5-2 遵守事項

5-1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

## 6 ビデオテープレコーダー

### 6-1 表示事項

ビデオテープレコーダー（令第18条第9号に掲げるビデオテープレコーダーをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ビデオテープレコーダーを販売しようとする場合又はビデオテープレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には、当該ビデオテープレコーダーに係る年間の目安電気料金を表示することとする。ただし、中古のビデオテープレコーダーを販売しようとする場合又は中古のビデオテープレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

### 6-2 遵守事項

- (1) 6-1により表示する年間の目安電気料金は、6-3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (2) 6-1により年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において6-4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

### 6—3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = [P_d + (P_t \times 23)] \times 365 \times Z / 1000$$

この式において、 $P_d$ 、 $P_t$ 及び $Z$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P_d$ ：電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表第8附表第6に規定する定格消費電力（単位 ワット）

$P_t$ ：ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成11年通商産業省告示第196号）の3に規定する方法により算定したエネルギー消費効率（単位 ワット）

$Z$ ：27（単位 円毎キロワット時）

### 6—4 注意事項

年間の目安電気料金は、一般家庭での1日当たりの平均動作時間（1時間）及び平均待機時間（23時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画、再生時間や電力会社等によって異なります。

## 7 電気冷蔵庫

### 7—1 表示事項

電気冷蔵庫（令第18条第10号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気冷蔵庫を販売しようとする場合又は電気冷蔵庫の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気冷蔵庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷蔵庫を販売しようとする場合又は中古の電気冷蔵庫の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

### 7—2 遵守事項

(1) 7—1のイに掲げる多段階評価点は、7—3の多段階評価基準に基づくものとする。

(2) 7—1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。

- (3) 7-1のハに掲げる年間の目安電気料金は、7-4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 7-1のイからハマまでに掲げる事項については、別添4-1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) 別添4-1に定める様式により表示が困難な場合は、7-1のイに掲げる事項のみについて、別添4-2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (6) 7-1のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において7-5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

### 7-3 多段階評価基準

- (1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 29 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 61 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

- (2) 多段階評価比率は、次に掲げる調整内容積（電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第34号。以下「電気冷蔵庫判断基準」という。）の1(3)に規定する調整内容積をいう。以下7-3において同じ。）に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 調整内容積が266以下の場合

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

$E_M$ ： $0.735V_3 + 122$ （単位 キロワット時毎年）

$V_3$ ：調整内容積（単位 リットル）

E：電気冷蔵庫判断基準の3(3)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

ロ 調整内容積が266を超える場合

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

$E_M$ ： $0.199V_3 + 265$ （単位 キロワット時毎年）

$V_3$ ：調整内容積（単位 リットル）

E：電気冷蔵庫判断基準の3(3)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

#### 7—4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：日本産業規格C9801—3(2015)に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

#### 7—5 注意事項

年間の目安電気料金は、電気冷蔵庫の平均的な使用実態等（周囲温度32℃及び16℃、冷蔵室及び冷凍室への食品の代替となる水の投入等）を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態等や電力会社等によって異なります。

## 8 電気冷凍庫

### 8-1 表示事項

電気冷凍庫（令第18条第11号に掲げる電気冷凍庫をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気冷凍庫を販売しようとする場合又は電気冷凍庫の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気冷凍庫に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気冷凍庫を販売しようとする場合又は中古の電気冷凍庫の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

### 8-2 遵守事項

- (1) 8-1のイに掲げる多段階評価点は、8-3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 8-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 8-1のハに掲げる年間の目安電気料金は、8-4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 8-1のイからハに掲げる事項については、別添5-1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) 別添5-1に定める様式により表示が困難な場合は、8-1のイに掲げる事項のみについて、別添5-2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (6) 8-1のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において8-5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

### 8-3 多段階評価基準

- (1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 13 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 189 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

$E_M$ ：1.328 $V_3$  + 80（単位 キロワット時毎年）

$V_3$ ：電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第35号。

以下「電気冷凍庫判断基準」という。）の1(3)に規定する調整内容積（単位 リットル）

E：電気冷凍庫判断基準の3(3)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

#### 8—4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：日本産業規格C9801—3(2015)に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切替えることができるものを有する冷凍庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

## 8—5 注意事項

年間の目安電気使用料金は、電気冷凍庫の平均的な使用実態等（周囲温度32℃及び16℃、冷凍室への食品の代替となる水の投入等）を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態等や電力会社等によって異なります。

## 9 ストープ

### 9—1 表示事項

ストーブ（令第18条第12号に掲げるストーブをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ストーブを販売しようとする場合又はストーブの販売に協力を行おうとする場合には、当該ストーブの省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のストーブを販売しようとする場合又は中古のストーブの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

### 9—2 遵守事項

9—1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格S2070に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

## 10 ガス調理機器

### 10—1 表示事項

ガス調理機器（令第18条第13号に掲げるガス調理機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ガス調理機器を販売しようとする場合又はガス調理機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ガス調理機器に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のガス調理機器を販売しようとする場合又は中古のガス調理機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 1年間使用した場合の目安となる燃料使用量（以下「年間の目安燃料使用量」という。）

### 10—2 遵守事項

(1) 10—1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格S2070に基づくものとする。

(2) 10—1のロに掲げる年間の目安燃料使用量は、10—3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、小数点以下1桁未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。なお、10—3の(1)から(3)までにより算出されるこんろ部、グリル部及びオープン

部の年間の目安燃料使用量についても、それぞれ表示することができる。

- (3) 10—1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (4) 10—1のロに掲げる年間の目安燃料使用量の表示に当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において10—4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

### 10—3 年間の目安燃料使用量の算出方法

年間の目安燃料使用量は、次の(1)から(3)までに基づいて算出したこんろ部、グリル部及びオープン部における年間の目安燃料使用量を合計したものである。

#### (1) こんろ部の年間の目安燃料使用量の算出方法

こんろ部の年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E_1 \text{ (都市ガス)} = 3040 / \eta$$

$$E_1 \text{ (液化石油ガス)} = 1340 / \eta$$

この式において、 $E_1$ （都市ガス）、 $E_1$ （液化石油ガス）及び $\eta$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_1$ （都市ガス）：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

$E_1$ （液化石油ガス）：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

$\eta$ ：ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第315号）

の3(1)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

#### (2) グリル部の年間の目安燃料使用量の算出方法

グリル部の年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$$E_2 \text{ (都市ガス)} = 0.0164 \times a$$

$$E_2 \text{ (液化石油ガス)} = 0.00723 \times a$$

この式において、 $E_2$ （都市ガス）、 $E_2$ （液化石油ガス）及び $a$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_2$ （都市ガス）：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

$E_2$ （液化石油ガス）：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

a：ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第315号）  
の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 ワット時）

### (3) オープン部の年間の目安燃料使用量の算出方法

オープン部の年間の目安燃料使用量は、次式に基づき算出するものとする。

$E_3$ （都市ガス） =  $0.00376 \times b$

$E_3$ （液化石油ガス） =  $0.00166 \times b$

この式において、 $E_3$ （都市ガス）、 $E_3$ （液化石油ガス）及びbは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_3$ （都市ガス）：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

$E_3$ （液化石油ガス）：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安燃料使用量（単位 立方メートル毎年）

b：ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第315号）  
の3(3)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 ワット時）

## 10-4 注意事項

年間の目安燃料使用量は、一世帯3人家族を基準としていますが、家族の構成人員等によって異なります。

グリル部及びオープン部の年間使用回数は、それぞれ209回及び48回を基準としています。

## 11 ガス温水機器

### 11-1 表示事項

ガス温水機器（令第18条第14号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ガス温水機器を販売する場合又はガス温水機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ガス温水機器に関する次の事項（ガス暖房機器にあつては、省エネルギーラベルに限る。）を表示することとする。ただし、中古のガス温水機器を販売する場合又は中古のガス温水機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

#### イ 多段階評価点

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安ガス料金

#### 11-2 遵守事項

- (1) 11-1 のイに掲げる多段階評価点は、11-3 の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 11-1 のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格S2070に基づくものとする。
- (3) 11-1 のハに掲げる年間の目安ガス料金は、11-4 の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、100円未満の端数があるときは、これを四捨五入（目安ガス料金が100000円以上で、かつ、1000円未満の端数があるときは、これを四捨五入）したもの。）で表したものとする。
- (4) 11-1 のイからハマで掲げる事項については、別添6に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) インターネットによる販売の場合には、別添6に定める様式に加え、同様式中のQRコードを読み取った先のページのURLを別添6の近傍に表示することとする。

#### 11-3 多段階評価基準

- (1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 3 + 2 / 11 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率が100以上の場合

$$Y = 3 + 2 / 64 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

- (2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E / E_M \times 100$$

X：多段階評価比率

E：ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年経済産業省告示第316号。

以下「ガス温水機器判断基準」という。）の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

$E_M$ ：87.21（単位 パーセント）

#### 11-4 年間の目安ガス料金の算出方法

##### (1) ガス瞬間湯沸器（自然通気式）

年間の目安ガス料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$E（都市ガス） = 8200 / \eta \times T$$

$$E（液化石油ガス） = 3600 / \eta \times U$$

この式において、E（都市ガス）、E（液化石油ガス）、 $\eta$ 、T及びUは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E（都市ガス）：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安ガス料金（単位 円）

E（液化石油ガス）：燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安ガス料金（単位 円）

$\eta$ ：ガス温水機器判断基準の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

T：156（単位 円毎立方メートル）

U：706（単位 円毎立方メートル）

##### (2) ガス瞬間湯沸器（強制通気式）

年間の目安ガス料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$E（都市ガス） = 35600 / \eta \times T$$

$$E（液化石油ガス） = 15700 / \eta \times U$$

この式において、E（都市ガス）、E（液化石油ガス）、 $\eta$ 、T及びUは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E（都市ガス）：燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安ガス料金（単位 円）

E (液化石油ガス) : 燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安ガス料金 (単位 円)

$\eta$  : ガス温水機器判断基準の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率 (単位 パーセント)

T : 156 (単位 円毎立方メートル)

U : 706 (単位 円毎立方メートル)

(3) ガスふろがま (給湯付のものであって強制通気式のもの)

年間の目安ガス料金は、次式に基づき算出するものとする。

E (都市ガス) =  $38000 / \eta \times T$

E (液化石油ガス) =  $16800 / \eta \times U$

この式において、E (都市ガス)、E (液化石油ガス)、 $\eta$ 、T及びUは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E (都市ガス) : 燃料として都市ガスを使用した場合の年間の目安ガス料金 (単位 円)

E (液化石油ガス) : 燃料として液化石油ガスを使用した場合の年間の目安ガス料金 (単位 円)

$\eta$  : ガス温水機器判断基準の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率 (単位 パーセント)

T : 156 (単位 円毎立方メートル)

U : 706 (単位 円毎立方メートル)

## 11-5 注意事項

### (1) 多段階評価点

11-3(1)により算出する多段階評価点は、東京都及び大阪府の外気温度を前提に4人世帯を想定したエネルギー消費効率を基にしている。ガス温水機器を使用する住居の属する地域及び世帯人数ごとの多段階評価点は、11-1のロに掲げる省エネルギーラベルに表示しているエネルギー消費効率に、次の表に定める地域及び世帯人数ごとの値を乗じた値を、11-3(2)のEに当てはめて算出した値が目安となる。この場合の地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)の別表第10における地域の区分とする。

表 地域及び世帯人数ごとにエネルギー消費効率に乗ずる値

	世帯人数1人	世帯人数2人	世帯人数3人	世帯人数4人
地域の区分1	0.98	0.98	0.99	0.99
地域の区分2	0.98	0.98	0.99	0.99
地域の区分3	0.98	0.99	0.99	1.00
地域の区分4	0.98	0.99	0.99	1.00
地域の区分5	0.98	0.99	0.99	1.00
地域の区分6	0.99	0.99	1.00	1.00
地域の区分7	0.99	0.99	1.00	1.00
地域の区分8	1.00	1.00	1.00	1.01

(2) 年間の目安ガス料金

11—4(1)、(2)又は(3)により算出する年間の目安ガス料金は、東京都及び大阪府の外気温度を前提に4人世帯を想定した年間のガス使用量に東京都及び大阪府の4人世帯(液化石油ガスの場合は東京都及び大阪府を含む地域(関東甲信及び近畿地域))の平均的なガス料金単価を乗じている。ガス温水機器を使用する住居の属する地域及び世帯人数ごとの年間の目安ガス料金は、11—4(1)、(2)又は(3)により算出し表示している年間の目安ガス料金に次の表に定める地域及び世帯人数ごとの値を乗じた値が目安となる。この場合の地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の別表第10における地域の区分とする。

表 地域及び世帯人数ごとに目安ガス料金に乗ずる値

	世帯人数1人	世帯人数2人	世帯人数3人	世帯人数4人
地域の区分1	0.49	0.79	1.19	1.34
地域の区分2	0.48	0.77	1.16	1.31
地域の区分3	0.45	0.71	1.08	1.21
地域の区分4	0.44	0.69	1.04	1.18

地域の区分5	0.41	0.65	0.98	1.11
地域の区分6	0.37	0.59	0.89	1.00
地域の区分7	0.33	0.53	0.80	0.91
地域の区分8	0.26	0.41	0.63	0.71

## 12 石油温水機器

### 12-1 表示事項

石油温水機器（令第18条第15号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、石油温水機器を販売しようとする場合又は石油温水機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該石油温水機器に関する次の事項（暖房用のものにあつては、省エネルギーラベルに限る。）を表示することとする。ただし、中古の石油温水機器を販売しようとする場合又は中古の石油温水機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安灯油料金

### 12-2 遵守事項

- (1) 12-1のイに掲げる多段階評価点は、12-3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 12-1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格S2070に基づくものとする。
- (3) 12-1のハに掲げる年間の目安灯油料金は、12-4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、100円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 12-1のイからハマまでに掲げる事項については、別添7に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) インターネットによる販売の場合には、別添7に定める様式に加え、同様式中のQRコードを読み取った先のページのURLを別添7の近傍に表示することとする。

### 12—3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 3 + 2 / 11 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率が100以上の場合

$$Y = 3 + 2 / 64 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E / E_M \times 100$$

X：多段階評価比率

E：石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成14年経済産業省告示第435号。

以下「石油温水機器判断基準」という。）の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 パーセント）

E<sub>M</sub>：87.21（単位 パーセント）

### 12—4 年間の目安灯油料金の算出方法

(1) 給湯用のもの

年間の目安灯油料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$E = 44200 / \eta \times W$$

この式において、E、 $\eta$ 及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：年間の目安灯油料金（単位 円）

$\eta$  : 石油温水機器判断基準の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率 (単位 パーセント)

W : 88 (単位 円毎リットル)

(2) 給湯・浴用のもの

年間の目安灯油料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$E = 47300 / \eta \times W$$

この式において、E、 $\eta$  及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間の目安灯油料金 (単位 円)

$\eta$  : 石油温水機器判断基準の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率 (単位 パーセント)

W : 88 (単位 円毎リットル)

12-5 注意事項

(1) 多段階評価点

12-3(1)により算出する多段階評価点は、東京都及び大阪府の外気温度を前提に4人世帯を想定したエネルギー消費効率を基にしている。石油温水機器を使用する住居の属する地域及び世帯人数ごとの多段階評価点は、12-1のロに掲げる省エネルギーラベルに表示しているエネルギー消費効率に次の表に定める地域及び世帯人数ごとの値を乗じた値を、12-3(2)のEに当てはめて算出した値が目安となる。この場合の地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の別表第10における地域の区分とする。

表 地域及び世帯人数ごとにエネルギー消費効率に乗ずる値

	世帯人数1人	世帯人数2人	世帯人数3人	世帯人数4人
地域の区分1	0.97	0.96	0.98	0.99
地域の区分2	0.97	0.97	0.98	1.00
地域の区分3	0.97	0.97	0.99	1.00
地域の区分4	0.97	0.97	0.99	1.00
地域の区分5	0.97	0.98	0.99	1.00

地域の区分6	0.98	0.98	0.99	1.00
地域の区分7	0.98	0.98	0.99	1.00
地域の区分8	0.99	0.99	0.99	1.00

(2) 年間の目安灯油料金

12-4(1)又は(2)により算出する年間の目安灯油料金は、東京都及び大阪府の外気温度を前提に4人世帯を想定した年間の灯油使用量に東京都及び大阪府を含む地域（関東甲信及び近畿地域）の平均的な灯油料金単価を乗じている。石油温水機器を使用する住居の属する地域及び世帯人数ごとの年間の目安灯油料金は、12-4(1)又は(2)により算出し表示している年間の目安灯油料金に次の表に定める地域及び世帯人数ごとの値を乗じた値が目安となる。この場合の地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の別表第10における地域の区分とする。

表 地域及び世帯人数ごとに目安灯油料金に乗ずる値

	世帯人数1人	世帯人数2人	世帯人数3人	世帯人数4人
地域の区分1	0.50	0.80	1.19	1.33
地域の区分2	0.49	0.78	1.17	1.30
地域の区分3	0.45	0.72	1.08	1.21
地域の区分4	0.44	0.70	1.05	1.18
地域の区分5	0.41	0.66	0.99	1.11
地域の区分6	0.37	0.59	0.89	1.00
地域の区分7	0.34	0.54	0.81	0.91
地域の区分8	0.26	0.42	0.63	0.71

13 電気便座

13-1 表示事項

電気便座（令第18条第16号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気便座を販売しようとする場合又は電気便座の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気便座に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気便座を販売しようとする場合又は中古の電気便座の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

- イ 多段階評価点
- ロ 省エネルギーラベル
- ハ 年間の目安電気料金

#### 13—2 遵守事項

- (1) 13—1のイに掲げる多段階評価点は、13—3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 13—1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格A4423に基づくものとする。
- (3) 13—1のハに掲げる年間の目安電気料金は、13—4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 13—1のイからハマで掲げる事項については、別添8—1に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) 別添8—1に定める様式により表示が困難な場合は、13—1のイに掲げる事項のみについて、別添8—2に定めるいずれかの様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (6) 13—1のハに掲げる年間の目安電気料金の表示に当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において13—5の注意事項をあわせて情報提供することとする。

#### 13—3 多段階評価基準

- (1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 2 + 1 / 10 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率100以上の場合

$$Y = 2 + 2.5 / 173 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E_M / E \times 100$$

X：多段階評価比率

$E_M$ ：183（単位 キロワット時毎年）

E：電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第288号。以下「電気便座判断基準」という。）の3(2)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

下「電気便座判断基準」という。）の3(2)に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

#### 13-4 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：電気便座判断基準の3(2)に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

#### 13-5 注意事項

年間の目安電気料金は、電気便座判断基準の3(2)に規定する方法によりエネルギー消費効率を算出する場合にあっては4人家族で1日当たり16回使用した場合を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の周囲温度、設定温度、節電機能や電力会社等によって異なります。

#### 14 ジャー炊飯器

#### 14-1 表示事項

ジャー炊飯器（令第18条第19号に掲げるジャー炊飯器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ジャー炊飯器を販売しようとする場合又はジャー炊飯器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ジャー炊飯器に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のジャー炊飯器を販売しようとする場合又は中古のジャー炊飯器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 年間の目安電気料金

#### 14-2 遵守事項

- (1) 14-1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (2) 14-1のロに掲げる年間の目安電気料金は、14-3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (3) 14-1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (4) 14-1のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において14-4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

#### 14-3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

年間の目安電気料金＝ $E \times Z$

この式において、 $E$ 及び $Z$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$ ：ジャー炊飯器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第62号）の2に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

$Z$ ：27（単位 円毎キロワット時）

#### 14-4 注意事項

年間の目安電気料金は、炊飯器の最大炊飯容量ごとの平均的な使用実態（表参照）を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

表 最大炊飯容量ごとの平均的な使用実態

最大炊飯容量(L)	炊飯回数（回／年）	1回あたりの炊飯（保温）精米質量(g)	保温時間（時間／年）	タイマー予約時間（時間／年）	待機時間（時間／年）
0.54以上 0.99未満	290	300 （2合相当）	920	750	2,760
0.99以上 1.44未満	340	450 （3合相当）	1,540	1,190	2,990
1.44以上 1.80未満	390	600	2,180	1,880	1,210
1.80以上	350	（4合相当）	2,420	1,000	2,150

## 15 電子レンジ

### 15-1 表示事項

電子レンジ（令第18条第20号に掲げる電子レンジをいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電子レンジを販売しようとする場合又は電子レンジの販売に協力を行おうとする場合には、当該電子レンジに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電子レンジを販売しようとする場合又は中古の電子レンジの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 年間の目安電気料金

### 15-2 遵守事項

- (1) 15-1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (2) 15-1のロに掲げる年間の目安電気料金は、15-3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。

(3) 15—1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

(4) 15—1のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において15—4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

### 15—3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出することとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：電子レンジのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成18年経済産業省告示第63号）の2に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

### 15—4 注意事項

年間の目安電気料金は、電子レンジの平均的な使用実態（表参照）、オープン機能の年間当たりの平均加熱回数31（回／年）及び年間当たりの待機時間6,400（時間／年）を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

表 電子レンジ機能の平均的な使用実態

加熱メニュー	実容器の種類	1回あたりの加熱質量(g)	年間あたりの加熱回数（回／年）
①冷蔵食品の加熱	大皿・丼（陶器）	285	363
②冷凍食品の加熱	大皿・丼（陶器）	285	99
③生ものの解凍	大皿・丼（陶器）	245	55
④冷蔵食品の加熱	中皿・茶碗（陶器）	125	314
⑤冷凍食品の加熱	中皿・茶碗（陶器）	125	115

⑥生ものの解凍	中皿・茶碗（陶器）	125	13
⑦飲み物の加熱	コップ（ガラス）	185	205

## 16 ディー・ブイ・ディー・レコーダー

### 16-1 表示事項

ディー・ブイ・ディー・レコーダー（令第18条第21号に掲げるディー・ブイ・ディー・レコーダーをいう。以下「DVDレコーダー」という。以下同じ。）の小売事業者等は、DVDレコーダーを販売しようとする場合又はDVDレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には、当該DVDレコーダーに関する次の事項を表示することとする。ただし、中古のDVDレコーダーを販売しようとする場合又は中古のDVDレコーダーの販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 年間の目安電気料金

### 16-2 遵守事項

- (1) 16-1のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (2) 16-1のロに掲げる年間の目安電気料金は、16-3の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (3) 16-1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (4) 16-1のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において16-4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

### 16-3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：ディー・ブイ・ディー・レコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省告示第290号）の3に規定する方法により算出したエネルギー消費効率（単位 キロワット毎年）

Z：27（単位 円毎キロワット時）

#### 16-4 注意事項

##### (1) HDDのみを有するもの又はHDD及びVTRを有するもの

年間の目安電気料金は、一般家庭での1日あたりの平均HDD録画時間（2時間）、平均HDD再生時間（1時間）、平均DVD動作時間（0.5時間）、平均待機時間（電子番組（表）データ取得時間を含む。）（20.5時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画時間、再生時間及び電力会社等によって異なります。

##### (2) VTRのみを有するもの

年間の目安電気料金は、一般家庭での1日あたりの平均DVD動作時間（2時間）、平均VTR動作時間（1時間）、平均待機時間（電子番組（表）データ取得時間を含む。）（21時間）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の録画時間、再生時間及び電力会社等によって異なります。

#### 17 ルーティング機器

##### 17-1 表示事項

ルーティング機器（令第18条第22号に掲げるルーティング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、ルーティング機器を販売しようとする場合又はルーティング機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該ルーティング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のルーティング機器を販売しようとする場合又は中古のルーティング機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

##### 17-2 遵守事項

17-1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

#### 18 スイッチング機器

##### 18-1 表示事項

スイッチング機器（令第18条第23号に掲げるスイッチング機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、スイッチング機器を販売しようとする場合又はスイッチング機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該スイッチング機器の省エネルギーラベルを表示することとする。ただし、中古のスイッチング機器を販売しようとする場合又は中古のスイッチング機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

#### 18—2 遵守事項

18—1により表示する省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとし、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

### 19 電気温水機器

#### 19—1 表示事項

電気温水機器（令第18条第26号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電気温水機器を販売しようとする場合又は電気温水機器の販売に協力を行おうとする場合には、当該電気温水機器に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電気温水機器を販売しようとする場合又は中古の電気温水機器の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 多段階評価点

ロ 省エネルギーラベル

ハ 年間の目安電気料金

#### 19—2 遵守事項

- (1) 19—1のイに掲げる多段階評価点は、19—3の多段階評価基準に基づくものとする。
- (2) 19—1のロに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (3) 19—1のハに掲げる年間の目安電気料金は、19—4の方法により算出したものを有効数字3桁（ただし、100円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。
- (4) 19—1のイからハまでに掲げる事項については、別添9に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売の場合には、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。
- (5) インターネットによる販売の場合には、別添9に定める様式に加え、同様式中のQRコードを読み取った先のページのURLを別添9の近傍に

表示することとする。

### 19-3 多段階評価基準

(1) 多段階評価点は、次に掲げる多段階評価比率に応じて、それぞれに定める式により算出する。

イ 多段階評価比率が100未満の場合

$$Y = 3 + 2 / 11 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（1未満の場合は1.0とする。）

X：多段階評価比率

ロ 多段階評価比率が100以上の場合

$$Y = 3 + 2 / 64 \times (X - 100)$$

Y：多段階評価点（5を超える場合は5.0とする。）

X：多段階評価比率

(2) 多段階評価比率は、以下の式により算出する。

$$X = E / E_M \times 100$$

X：多段階評価比率

E：電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年経済産業省告示第38号。

以下「電気温水機器判断基準」という。）の3に基づき測定した製品のエネルギー消費効率（JISC9220(2018)に規定する方法により測定した数値を用いること。）に360を乗じて9.418で除した値（単位 パーセント）

E<sub>M</sub>：87.21（単位 パーセント）

### 19-4 年間の目安電気料金の算出方法

(1) 寒冷地仕様以外のもの

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = \alpha \times Z$$

この式において、 $\alpha$ 及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha$ ：電気温水機器判断基準の3に規定する方法により算出した給湯保温モード消費電力量又は給湯モード消費電力量（JISC9220(2018)に規定する方法により測定した数値を用いること。）（単位 キロワット時）

Z：23（単位 円毎キロワット時）

(2) 寒冷地仕様のもの

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

年間の目安電気料金 =  $\alpha \times Z$

この式において、 $\alpha$ 及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha$ ：電気温水機器判断基準の3に規定する方法により算出した給湯保温モード消費電力量又は給湯モード消費電力量（JISC9220(2018)に規定する方法により測定した数値を用いること。）（単位 キロワット時）

Z：20（単位 円毎キロワット時）

19—5 注意事項

(1) 多段階評価点

19—3(1)により算出する多段階評価点は、東京都及び大阪府（寒冷地仕様のもは盛岡市）の外気温度を前提に4人世帯（少人数世帯向けのもは2人世帯）を想定したエネルギー消費効率を基にしている。電気温水機器を使用する住居の属する地域及び世帯人数ごとの多段階評価点は、19—1のロに掲げる省エネルギーラベルに表示しているエネルギー消費効率に360を乗じて9.418で除した値に次の表に定める地域及び世帯人数ごとの値を乗じた値を、19—3(2)のEに当てはめて算出した値が目安となる。この場合の地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の別表第10における地域の区分とする。

表1 地域及び世帯人数ごとにエネルギー消費効率に360を乗じて9.418で除した値に乘ずる値（標準（4人）世帯向け、寒冷地仕様以外のものの場合）

	世帯人数2人	世帯人数3人	世帯人数4人
地域の区分4	0.79	0.90	0.92

地域の区分 5	0.81	0.91	0.94
地域の区分 6	0.87	0.97	1.00
地域の区分 7	0.91	1.02	1.04
地域の区分 8	1.16	1.22	1.23

表 2 地域及び世帯人数ごとにエネルギー消費効率に360を乗じて9.418で除した値に乘ずる値（標準（4人）世帯向け、寒冷地仕様のものの場合）

	世帯人数 2人	世帯人数 3人	世帯人数 4人
地域の区分 1	0.76	0.89	0.92
地域の区分 2	0.81	0.93	0.97
地域の区分 3	0.85	0.97	1.00

表 3 地域及び世帯人数ごとにエネルギー消費効率に360を乗じて9.418で除した値に乘ずる値（少人数（2人）世帯向け、寒冷地仕様以外のもの場合）

	世帯人数 1人	世帯人数 2人
地域の区分 4	0.75	0.91
地域の区分 5	0.77	0.93
地域の区分 6	0.84	1.00
地域の区分 7	0.89	1.05
地域の区分 8	1.24	1.34

表 4 地域及び世帯人数ごとにエネルギー消費効率に360を乗じて9.418で除した値に乘ずる値（少人数（2人）世帯向け、寒冷地仕様のものの場合）

	世帯人数 1人	世帯人数 2人
地域の区分 1	0.73	0.90

地域の区分2	0.78	0.96
地域の区分3	0.82	1.00

(2) 年間の目安電気料金

19—4(1)又は(2)により算出する年間の目安電気料金は、東京都及び大阪府（寒冷地仕様のもは盛岡市）の外気温度を前提に4人世帯（少人数世帯向けのもは2人世帯）を想定した年間の電気使用量に東京都及び大阪府（寒冷地仕様のもは北海道及び東北）で電気温水機器を使用する場合の平均的な電気料金単価を乗じている。電気温水機器を使用する住居の属する地域及び世帯人数ごとの年間の目安電気料金は、19—4(1)又は(2)により算出し表示している年間の目安電気料金に次の表に定める地域及び世帯人数ごとの値を乗じた値が目安となる。この場合の地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の別表第10における地域の区分とする。

表1 地域及び世帯人数ごとに年間の目安電気料金に乗ずる値（標準（4人）世帯向け、寒冷地仕様以外のものの場合）

	世帯人数2人	世帯人数3人	世帯人数4人
地域の区分4	0.87	1.16	1.27
地域の区分5	0.80	1.07	1.18
地域の区分6	0.67	0.91	1.00
地域の区分7	0.58	0.79	0.87
地域の区分8	0.36	0.52	0.58

表2 地域及び世帯人数ごとに年間の目安電気料金に乗ずる値（標準（4人）世帯向け、寒冷地仕様のものの場合）

	世帯人数2人	世帯人数3人	世帯人数4人
地域の区分1	0.83	1.09	1.19
地域の区分2	0.77	1.01	1.11
地域の区分3	0.69	0.91	1.00

表3 地域及び世帯人数ごとに年間の目安電気料金に乗ずる値（少人数（2人）世帯向け、寒冷地仕様以外のものの場合）

	世帯人数 1 人	世帯人数 2 人
地域の区分 4	0.98	1.29
地域の区分 5	0.90	1.19
地域の区分 6	0.74	1.00
地域の区分 7	0.64	0.86
地域の区分 8	0.36	0.53

表 4 地域及び世帯人数ごとに年間の目安電気料金に乗ずる値（少人数（2人）世帯向け、寒冷地仕様のものの場合）

	世帯人数 1 人	世帯人数 2 人
地域の区分 1	0.94	1.22
地域の区分 2	0.86	1.12
地域の区分 3	0.76	1.00

## 20 電球

### 20-1 表示事項

電球（令第18条第28号に掲げる電球をいう。以下同じ。）の小売事業者等は、電球を販売しようとする場合又は電球の販売に協力を行おうとする場合には、当該電球に関する次の事項を表示することとする。ただし、中古の電球を販売しようとする場合又は中古の電球の販売に協力を行おうとする場合には適用しない。

イ 省エネルギーラベル

ロ 年間の目安電気料金

### 20-2 遵守事項

- (1) 20-1 のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本産業規格C9901に基づくものとする。
- (2) 20-1 のロに掲げる年間の目安電気料金は、20-3 の方法により算出したものを有効数字 3 桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これ

を四捨五入したもの。)で表したものとする。

(3) 20—1のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍(インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍)に表示することとする。

(4) 20—1のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所(インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁)において20—4の注意事項をあわせて情報提供することとする。

### 20—3 年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は、次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = 2 \times P \times Z$$

この式において、P及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P: 電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年経済産業省告示第235号)の3—2に規定する方法により算定した消費電力(単位 ワット)

Z: 27(単位 円毎キロワット時)

### 20—4 注意事項

年間の目安電気料金は、一般家庭での1日当たりの平均点灯時間約5.5時間を基準に算出した年間消費電力量(kWh/年)に27(円/kWh)を乗じたものであり、各御家庭の年間点灯時間や電力会社等によって異なります。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

改正文 (平成二〇年三月一二日経済産業省告示第四〇号) 抄

平成二十年四月一日から施行する。

改正文 (平成二一年四月三〇日経済産業省告示第一七二号) 抄

平成二十一年五月一日から施行する。

改正文 (平成二一年五月一二日経済産業省告示第一八一号) 抄

平成二十一年五月十二日から施行する。

改正文（平成二二年二月一八日経済産業省告示第二五号）抄

平成二十二年四月一日から施行する。

改正文（平成二二年三月一九日経済産業省告示第五五号）抄

平成二十二年四月一日から施行する。

改正文（平成二三年二月二五日経済産業省告示第二七号）抄

平成二十三年四月一日から施行する。

改正文（平成二四年四月二七日経済産業省告示第一〇九号）抄

平成二十四年六月一日から施行する。

附 則（平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のⅠのⅠの(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、ⅠのⅠの(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにⅠのⅡの(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）、第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置のⅠのⅠ-1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

改正文（平成二六年五月二七日経済産業省告示第一一七号）抄

平成二十六年六月六日から施行する。

改正文（平成二六年一二月一〇日経済産業省告示第二三九号）抄

平成二十六年十二月十二日から施行する。

改正文（平成二八年三月一日経済産業省告示第四〇号）抄

平成二十八年三月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号)

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一月二日経済産業省告示第二四三号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示の7、8及び13の規定によって行うべき表示は、令和三年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和三年八月三十一日経済産業省告示第一九四号)

この告示は、令和三年十月一日から施行する。ただし、この告示の3、11、12及び19の規定によって行うべき表示は、令和五年三月三十一日まで、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和四年九月一日経済産業省告示第一六二号)

この告示は、令和四年十月一日から施行する。ただし、この告示の1の規定によって行うべき表示は、令和五年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

別添 1—1

(令 4 経産告162・旧別添 1・全改)

**[図] 略**

別添 1—2

(令 4 経産告162・追加)

[図] 略

別添 1—3

(令 4 経産告162・追加)

[図] 略

別添 2—1

(令 4 経産告162・全改)

[図] 略

別添 2—2

(令 4 経産告162・全改)

[図] 略

別添 3—1

(令 3 経産告194・全改)

[図] 略

別添 3—2

(令 3 経産告194・全改)

[図] 略

別添 4—1

(令 2 経産告243・追加)

[図] 略

別添 4—2

(令 2 経産告243・追加)

[図] 略

別添 5—1

(令 2 経産告243・追加)

[図] 略

別添 5—2

(令 2 経産告243・追加)

[図] 略

別添 6

(令 4 経産告162・全改)

[図] 略

別添 7

(令 3 経産告194・追加)

[図] 略

別添 8—1

(令 2 経産告243・追加、令 3 経産告194・旧別添 6—1 繰下)

[図] 略

別添 8—2

(令 2 経産告243・追加、令 3 経産告194・旧別添 6—2 繰下)

[図] 略

別添 9

(令 3 経産告194・追加)

[図] 略